

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認 よくある質問集

令和5年12月1日時点

番号	質問	回答
【総論】		
1	今回、「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」又は「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」として確認を受けなかった養成課程等の修了者は、経過措置の対象外となりますか？	「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」又は「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」として確認を受けなかった養成課程等であっても、現行告示基準教員要件に該当するものであれば、その修了者が現職者の場合は経過措置ルート D-2 の対象となります。
2	経過措置ルート D-2 の対象課程とされるために、養成課程等の実施機関が何らかの申請等を行う必要はありますか？	必要ありません。
3	過去に日本語教員養成課程等を実施していましたが、現在では廃止しています。今回、申請を行う必要はありますか？	過去に実施していた課程等が「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」又は「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」に該当する場合、修了者の経過措置に影響がありますので、該当する期間について申請をしていただくようお願いいたします。
4	既に「必須の教育内容」に対応済の日本語教員養成研修として文化庁国語課に届出を受理されていますが、今回改めて申請を行う必要はありますか？	申請を行っていただく必要があります。
5	養成課程等を最近新設したため、未だ完成年度を迎えておらず修了者はまだ出ていません。この養成課程等について確認を受けることはできますか？	カリキュラムが確定していれば、確認を受けることが可能です。この場合、シラバスについては現時点で予定している当該科目の内容等に沿ってできるだけ具体的に記載ください。

番号	質問	回答
6	養成課程を開設した初年度においては全ての科目が開設されておらず、一部の科目は後年度に開設されました。開設初年度からの期間について確認の申請を行いたいのですが、シラバス等はいつの時点の資料を提出すればよいですか？	原則としては初年度の資料を提出してください。初年度に開講されておらず、後年度から開講された科目については、開講され始めた年度の資料を提出してください。
7	これから開設する養成課程等について確認を受けることはできますか？	令和6年4月中までに授業を開始する課程等については、確認の対象です。（既に開講の準備をしている課程等であって、日本語教員養成研修の届出の手続き等を既に行っているものを想定しています。）それより後に開始される課程等については、確認の対象外です。
8	今回の確認を受けた養成課程等について、文化庁はどのような情報を公開しますか？	確認を行った養成課程等について、実施機関の名称、養成課程等の名称及び確認を行った養成課程等の実施期間の一覧を公開する予定です。
9	今回「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」として確認を受けた場合、来年度から始まる新制度における「登録日本語教員養成機関」として適切な教育課程であると認められたことになりますか？	来年度からの新制度における「登録日本語教員養成機関」としての登録の審査は、今回の確認とは異なる内容について行うものであり、今回の確認と来年度以降の新制度における審査とは連動しません。

番号	質問	回答
【提出書類の作成に関すること】		
10	様式1の「申請者（設置者）名」、「申請者（設置者）の長の職名及び氏名」、様式2の「実施機関・団体名」、「代表者の役職・氏名」には何を記載すればよいですか？	様式1の「申請者（設置者）名」は設置者である法人名（学校法人名、株式会社名等）を、「申請者（設置者）の長の職名及び氏名」は当該法人の長について記載してください。 様式2の「実施期間・団体名」には学校名等を、「代表者の役職・氏名」には校長等について記載してください。
11	様式2の代表者の役職・氏名は、いつの時点で記載すればよいですか？	申請を行う現時点の情報を記入してください。
12	様式3～5については、確認を受けようとする期間における最初の課程等についてのものとするものとされていますが、確認を受けようとする期間中に課程内の科目について変更がありました。当該変更後の資料も提出する必要がありますか？	申請する実施期間中、審査要項に示した審査基準を満たすこと自体は継続しているのであれば、変更後の資料を提出する必要はなく、期間中の最初の課程等についてのもののみ提出ください。
13	申請しようとする養成課程においては、必須の教育内容50項目に対応する科目の他に、50項目に対応しない選択科目を多く含んでいますが、養成課程におけるすべての科目について資料を提出する必要がありますか？	審査要項に示す審査基準の事項（50項目への対応、26単位／420単位時間以上であること等）が確認できるだけの科目についての資料を提出いただければ十分です。そのため、例えば養成課程等が、26単位を超えて、50項目に対応しない独自の選択科目を含んでいる場合、そのような選択科目については様式3及び様式4から除いて申請していただくことが可能です。
14	様式4の提出に代えて、シラバスの写し等を提出してもよいですか？	指定の様式に記入いただくようお願いします。

番号	質問	回答
15	<p>申請を行いたい期間中の最初の期のシラバスが保存されておらず、当時の実施科目の内容が確認できません。どうすればよいですか？</p>	<p>当時のシラバスが保存されていなかったとしても、各機関において他の方法で当時の科目内容が確認できれば、確認できた内容を、具体的にどのような方法により確認を行ったのかに関する事実関係とともに様式に記載いただき、申請いただければと思います。なお、当時のシラバスそのもの等、指定の様式以外の資料の提出は求めておりません。</p> <p>そのうえで、やはり科目の内容が確認できないという場合、「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」又は「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」として確認ができませんので、実施された内容が確認できる期間のみについて申請を行ってください。</p> <p>なお、質問 1 に記載の通り、今回確認を受けなかった養成課程等であっても、現行告示基準教員要件に該当するものであれば、その修了者が現職者の場合は経過措置ルート D-2 の対象となります。</p>
16	<p>「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」の確認申請に関し、過去のシラバスにおいて、各回の授業内容が記載されていないため、大学向けの様式 4 - 1 における授業計画を記載することができませんが、どうすればよいですか？</p>	<p>各回の授業内容に分けて記載することができない場合、「授業計画」の欄を削除するなどしていただき、「授業の概要」の欄に具体的な授業内容が分かるように記載してください。</p>

番号	質問	回答
17	<p>大学学部の卒業要件としては選択科目の扱いですが、日本語教員養成コースの修了要件としては必修とされている科目の場合、様式3及び様式4において選択・必修の別はどのように記載すればよいですか？</p>	<p>日本語教員養成課程内での科目の扱いを記載してください。質問のようなケースでは「必修」と記載してください。</p>
18	<p>様式3及び4の記載要領にある「面接による授業」とは対面授業という意味ですか？</p>	<p>対面授業という意味です。</p>
19	<p>提出書類は様式毎にPDFファイルとすること、とありますが、様式4は課程毎に複数ページで1つのファイルとするのか、授業科目ごとに1つのファイルにするのかどちらでしょうか？</p>	<p>課程毎に複数ページで1つのファイルとしていただくようお願いいたします。</p>
<p>【必須の教育内容50項目に関すること】</p>		
20	<p>「必須の教育内容を全て含む」とは、必修・選択必修・選択科目を適切に履修すれば、50項目全てを網羅できるようになっているという理解でよいのでしょうか？</p>	<p>50項目の全てに対応する科目が開講されているというだけでなく、受講者は当該課程の修了までに必須の教育内容50項目の全てを必ず修得していることとなっている必要があります。必須の教育内容50項目に対応する科目が、必ずしも全て必修科目とされている必要はありませんが、選択必修等の科目を含む場合、50項目の全てを必ず履修するようなルールとなっている必要があります。</p>

番号	質問	回答
21	各科目と必須の教育内容 50 項目の対応を整理するにあたり、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の他に参考となる資料はありますか？	各項目との対応を判断していただくにあたって、より詳細な内容を参照される場合、下 URL の「令和 4 年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調査研究」の最後に参考資料としてある「日本語教員養成コアカリキュラム（大・中項目）（案）」を参考にいただければと思います。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kikan_toroku_wg/wg_03/pdf/93932701_09.pdf
22	「日本語教師【養成】における教育内容」の 16 下位区分には「⑩言語研究」がありますが、これに対応する必須の教育内容は有りません。「⑩言語研究」との対応を示す必要はありませんか？	必要ありません。
23	各科目と必須の教育内容 50 項目との対応付けの仕方は、過去に文化庁国語課への養成研修の届出の際に提出した内容や、文化庁の実施する調査に回答した際に提出した内容と同一である必要がありますか？	必須の教育内容 50 項目との対応付けについて、過去の届出や調査の際の回答と必ず同じにさせていただく必要があるものではありません。
24	各科目と必須の教育内容 50 項目との対応付けについて、各科目に●をつけるべき数の目安はありますか？対応する項目が極端に多い科目があっても問題ありませんか？	一つの科目に対応する 50 項目の数の目安はお示ししておりません。ただ、例えば一科目で 50 項目すべてに●がついており、他の科目には一切●がついていないなど、極端に対応が集中している等の場合、審査において対応の適切性について疑義が生じる可能性はございます。

番号	質問	回答
25	様式4-1の「各回を含む必須50項目番号」について、例えばオリエンテーションや試験の回など、該当がない回があっても良いですか？また、回ごとに対応すべき項目の数の目安はありますか？	オリエンテーション等、対応していない回があっても差し支えありません。項目の数の目安はお示ししておりません。